

## 南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南伊勢町商工会が交付する南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとし、補助金は、南伊勢町商工会からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から小規模事業者経営改善資金（以下「マル経資金」という。）の融資の実行を受けた小規模事業者（以下「借受人」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、借受人の負担軽減及び経営安定を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 南伊勢町内に事業所等を有し、平成28年4月1日以降に公庫からマル経資金の融資の実行を受けた者。
- (2) 南伊勢町に納税の義務があり、かつ、その町税等を完納している者（法人にあつては、代表者を含む。）。

### (補助対象の取消し)

第3条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象を取り消すものとする。

- (1) 補助対象者が、融資を受けた資金の償還を延滞した場合等で期限の利益を喪失したとき。
- (2) 補助対象者が、融資の条件を大幅に変更したとき。
- (3) 補助対象者が、代位弁済を受けたとき。
- (4) 補助対象者が、営業を取り止めたとき。

### (交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、当該融資の償還が開始された日の属する月（以下「利子補給開始月」という。）の初日から起算し、完済までの期間とするが、最高5年を越えないものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が公庫に納付した利子額の2分の1以下に相当する額とする。ただし、当該融資の元本の返済が遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる期間により算定するものとする。この場合、千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。また、同一事業者につき10万円を限度とする。

- (1) 利子補給開始月の属する年は、利子補給開始月からその年の12月まで。
- (2) (1) 以外の年は1月から12月まで。
- (3) 事業所等が町外へ転出等した場合は、その翌月分から補助対象外とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書

類を添え、南伊勢町商工会に申請するものとする。

- (1) 公庫が発行する利息支払証明書
- (2) 町税納税証明書
- (3) その他南伊勢町商工会会長（以下「商工会長」という。）が特に必要と認める書類

（交付決定）

第7条 商工会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い。南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付確定通知書（様式第2号）により、補助金申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定および額の確定を受けた補助金申請者は、当該補助金の交付請求に当たっては、南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書（様式第3号）に前条の交付確定通知書の写しを添えて、商工会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 商工会長は、前条の請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

平成29年 1月 日

南伊勢町商工会  
会長 田中 喜一郎 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
(電話 )

南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 借入内容

取引番号	1 6 —
資金使途	設備資金 ・ 運転資金
借入額	0 0 , 0 0 0 円
融資利率	1 . %
償還期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付対象期間の 支払利子額及び支払期間	円
	年 月 日 ~ 年 月 日
利子補給補助金交付申請額	, 0 0 0 円 (千円以下切捨・限度額 10 万円)

2 添付書類

- (1) 公庫が発行する暦年ごとの利息支払証明書
- (2) 南伊勢町が発行する町税完納証明書
- (3) その他商工会長が特に必要と認める書類

平成29年 1月10日

南伊勢町商工会  
会長 田中 喜一郎 様

申請者 住 所 南伊勢町五ヶ所浦 123  
氏 名 商工 太郎 印  
(電話 0599-66-6666)

南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、南伊勢町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 借入内容

取引番号	16 — 9999
資金使途	設備資金 ・ 運転資金
借入額	1000,000円
融資利率	1.30%
償還期間	28年 4月20日 ~ 35年 3月20日
交付対象期間の 支払利子額及び支払期間	8,666円
	28年 5月20日 ~ 28年 12月20日
利子補給補助金交付申請額	8,000円（千円以下切捨・限度額10万円）

2 添付書類

- (1) 公庫が発行する暦年ごとの利息支払証明書
- (2) 南伊勢町が発行する町税完納証明書
- (3) その他商工会長が特に必要と認める書類